第5章 参考資料

【 第2 防炎対象物品の取扱いについて 】

第2 防炎対象物品の取扱いについて

- 1 政令第4条の3第3項及び省令第4条の3第2項のほか、次に掲げる場合は、防炎対象物品を使用するものとする。
 - (1) カーテンをベットの囲いに使用する場合
 - (2) 布製のアコーディオンドア又は布製のつい立てを使用する場合
 - (3) 目かくし布を試着室に使用する場合
 - (4) 布製ののれん、紅白幕、装飾幕等を使用する場合(※1)
 - (5) じゅうたん等を屋外の観覧席、通路等の部分に敷く場合(※2)
 - (6) じゅうたん等を昇降機の床、壁等の内面保護に使用する場合(※2)
 - (7) 合板(展示会場等において用いられるもの)を台、バックスクリーン及び仕切用等に使用 する場合
 - (8) 合板(物品販売店舗等において用いられるもの)を商品の陳列棚以外の目的で天井等から ぶら下げた状態又はパネルとして使用する場合
 - ※1 火災予防上支障がなく、かつ、下げ丈が概ね1mに満たないものは除く。
 - ※2 概ね2㎡を超えるものに限る。

2 質疑応答 索引

(1) 防炎規則に関する疑義について

昭和44年11月20日 消防予第265号

都道府県消防主管部長あて 消防庁予防課長

(2) 防炎処理の規則範囲について

昭和48年4月9日 消防予第57号

大阪府生活環境部長あて 消防庁予防課長

(3) 消防法、同法施行令及び同法施行規則の一部改正に伴う質疑応答について〔抄〕 昭和48年10月23日 消防予第140号、消防安第42号

各都道府県消防主管部長あて消防庁予防課長、消防庁安全救急課長回答

(4) 消防法施行令等の疑義について

昭和49年4月2日 消防安第34号

佐賀県総務部長あて 消防庁安全救急課長回答

(5) 消防法、同施行令及び同施行規則に関する執務資料について〔抄〕

昭和54年6月22日 消防予第118号

各都道府県消防主管部長あて 消防庁予防救急課長回答

(6) 予防行政事務処理上の疑義について〔抄〕

昭和54年10月31日 消防予第209号

大分県生活福祉部長あて 消防庁予防救急課長回答

(7) 消防法、同施行令及び同施行規則に関する執務資料について〔抄〕

昭和55年3月12日 消防予第37号

各都道府県消防主管部長あて 消防庁予防救急課長回答

(8) 消防用設備等に係る執務資料〔抄〕

平成7年2月21日 消防予第26号

各都道府県消防主管部長あて 消防庁予防課長

(9) 防炎ニュース

121号~136号

質問箱(防炎Q&A) 回答:消防庁予防課